

平成29年度 都市整備常任委員会他都市調査

10月23日（月）～10月25日（水）

自由民主党 田辺昭人

10月23日（月）大阪府吹田市

「吹田サッカースタジアムの運営とスタジアムを利用した地域活性化の取り組みについて」

2015年9月に完成した吹田サッカースタジアムは、募金団体が寄付等で資金を集めて建設し、プロサッカーのチームであるガンバ大阪を運営する（株）ガンバ大阪が指定管理者として運営をしており、「公的運営の新しい形」として注目を集めている。

その独自性として、任意団体（募金団体）である「スタジアム建設募金団体」がスタジアムを建設し、その竣工と同時に同団体が吹田市に寄付、（株）ガンバ大阪が指定管理者として運営管理を行うという公民連携の手法で整備したことがあげられる。さらに、建設費だけでなく、ランニングコストも市の負担や市から指定管理者への委託料もない。指定管理者は利用料金等から運営・管理費をねん出することになる。

スタジアムの用地は大阪府が所有する土地を吹田市が事業用定期借地設定契約で借用し、上記の手法でスタジアムが建設された。本来であれば、転貸ということになるのではと確認したところ、このための条例を制定し、法的に問題はないとのことだった。

本市では、過去において「ソレイユの丘」の建設に当たり、公園建設としては我が国初という「PFI」を採用した。当時の市長の肝いりとされたが、その手法については賛否が大きく分かれるところであった。それは、年間4億円を10年間運営会社に支払い、最終年度に残金を支払うという契約があまりにも運営会社に有利な契約であり、本市に所有権が移った時には使い古された状態でしかないというものだったことである。つまり「PFI」方式は、市民が利用する公園施設の建設にはなじまないといえる。



そのケースから考えると、吹田サッカースタジアムの方式は、自治体が税金を使わずに民間活力を最大限に生かす方式といえる。しかし、吹田市の方式が完全なる方式かというところ、そう思えないところを感じる。それは、指定管理者との長期契約などの契約状況である。

まず、指定管理者との間で実に47年6か月という想像を超えた期間の設定の仕方である。当該土地が大阪府より事業用定期借地権設定契約で借用しているため、その期間が指定管理期間となったことにある。一般に指定管理期間は3年から5年間である。これでは、指定管理者の既得権になってしまうのではないだろうか。

また、施設における土地貸借料その他維持管理に要する費用及び大規模修繕費は、指定管理者の負担とするとしているが、これは、随意契約以外の何物でもなく、地元企業の参入の機会が少ないものと想像する。これでは公共施設と果たしていえるだろうか。

現在、本市ではDeNA ベイスターズとの間で2軍施設として、総合練習場の建設に着手した。ここでは、市の負担は施設整備費を含めて約42億円、球団は寮の建設費約10億円のほか、市に年間1億8千万円の使用料を払うこととして、使用期間は最低20年としている。この収入で、建設費は賄えるうえ、施設の所有権も市が持つことになっている。吹田サッカースタジアムの場合、吹田市が寄付を受けて所有するといえ、ガンバ大阪の使用が中心の施設である。本市の場合は、一般市民の利用も可能としていることなどから、方式としては本市総合練習場のほうが良いと思った。



10月24日（火）大阪府大阪市

「大阪城公園パークマネジメント事業について」

平成24年、大阪府で策定した「大阪都市魅力創造戦略」の中で、大阪城公園を重点エリアの一つに位置付け、民間業者の柔軟かつ優れたアイデアや活力を導入し、世界的な観光拠点に相応しいサービスの提供や新たな魅力の創出を図るため、民間主体の事業者が公園全体を総合的かつ戦略的に一体管理するPMO事業を導入した。

「大阪城公園PMO事業」とは、指定管理者制度による公園の指定管理者としてだけでなく、大阪城公園の観光拠点化に向け、新たな魅力ある施設整備や既存の未利用施設の活用を実施するものである。

そこに期待する効果として、

- ① PMO事業者による魅力向上事業による利用者サービスの向上
- ② その事業収益を公園全体の管理運営に還元し、一体的マネジメントにより維持管理し、大阪市からの代行料に依らない管理運営を行う
- ③ また、収益が上がった場合は、その収益の一部を大阪市へ納入させることである。

委託期間は20年間で、市から支払う委託金や税金の投入がゼロということが興味深い点である。一般的に、指定管理料として自治体が委託料を管理者に支払うが、大阪城公園の場合は、委託料を払わず、逆に収益に応じて市への納付を増やす珍しいケースとなっている。

その理由は大阪城が歴史的価値も含め有数の観光地であり、十分な収益が見込めるからである。そのポテンシャルがあるからこそ、このような手法をとることができるのだろう。事業者（指定管理者）は(株)電通・読賣テレビ放送(株)・大和ハウス工業(株)・大和リース株・(株)NTTファシリティーズで構成される共同事業体であることから見て取れる。

こうした有利性のもと、実現した方式が他の地域でそのまま適用できるかといえば難しいところである。しかし、今後、本市の都市公園施設の運営に関して募金を募る方法や、民間活力を活用して既存施設をリニューアルし、魅力向上を図ることや来園者のための新設整備を許可するなど、都市公園法の枠を超える法整備等、本市の公園施設にも展開できる可能性を感じた。



10月25日（水）熊本県熊本市
「災害復旧への取り組みについて」

① 熊本地震後の議会の対応について

平成28年4月に発生した熊本地震は、4月14日（木）午後9時26分の前震と4月16日（土）午前1時25分の本震の2度にわたる大きな地震災害であった。この地震により、本会議場の天井崩落、トイレのタイル崩落など、多数の被害があり、現在も予算決算委員会室を本会議場として使用し、議会運営を行っている。

地震発生時からの議会事務局の対応は、議員の安否確認、災害対策本部からの情報を各議員へ連絡するなどの業務を行った。発災直後は携帯電話等がつながりにくく、議員の安否に時間を要したとのこと。また、災害対策本部からの情報を議員へ提供する際、情報量が多いためファクス通信に多大な時間を要した。議員からの要望等は事務局で取りまとめて関係課に伝えたが、一部、議員から部局に対する直接的な動きもあり、対応時の問題点といえる。

そのような中、4月25日に全員協議会が開催され、執行部より被害状況を聴取した。6月10日に会期1日の第2回定例会が開催された。説明によると、議会事務局職員28名も避難所運営等の業務に従事していた中で、議会を開催するにあたり最少の人数で対応せざるを得なかったと伺い、本市でも災害時を想定する際に同様なシュミレーションを行い、議会としてやれること、やれないことを把握しておく必要を感じた。

② 道路の被災・復旧状況について

市内中心部ではあるが、ホテルから市役所へ向かう道程で感じたのは、かなり復興は進んでいる様子である。新築中の建物がある一方で更地となっているところも多く目にする状況だ。

当時の被害状況は「熊本城」以外にも多くの重要文化財のほか、ビルの倒壊やクラックなどがみられたが、液状化による陥没、土砂災害、道路の被災、橋梁など構造物被害なども多く見られた。

そうした中で、各種団体との間で締結された「災害時相互応援急活動に関する協定」が生かされたことは言うまでもない。地震発生後の被災状況の調査・点検の結果、課題とされているのは

- ① 被害箇所が多く（道路約7400か所、橋梁650か所）市内部での情報の錯綜で地元業者への依頼の重複等が生じた
- ② 契約手続きにおいて、業者の資格・随意契約の適用理由等の調整に時間を要した
- ③ 災害査定に不慣れな職員または、受託業者が査定に必要な調査根拠を得ないまま、工事に着手した
- ④ 業者が確保できず、入札不調が続いた

そうした課題への対応は、

- ① 市が管理する各道路施設に対し、災害時の対応依頼先を事前に整理
 - ② 異常時点検、災害復旧作業にかかる業者の選定や、契約方法の明確化
 - ③ 災害査定に関する手続きや成果レベルの共有
 - ④ 復旧工事等の契約に関する緩和措置等について関係部署と必要な調整
- こうしたものを含むマニュアルの作成を検討しており、今後、関係部署、各団体との調整を進めていく予定とのことである。

特に印象深いことは、熊本市における地籍調査の進捗率である。43パーセントとされているが、これは本市と比べて大きな差があることだけでなく、災害時の速やかな道路復旧ができた一因であると思われる。この点においても本市が見習うべき点があるのではないだろうか。

